

令和6年度版

# 袋井市給水装置工事マニュアル



環境水道部水道課



## 給水装置工事について

1	書類提出上の注意点	1～3頁
2	分水、切替工事の注意点	3～4頁
3	給水管等施工の注意点	4～6頁
4	メーター設置の注意点	6～8頁
5	現場管理について	8～9頁
6	受水槽の設置について	9頁
7	危険防止の措置について	9頁
8	給水管防護の措置	10頁
9	給水装置工事各種事務取扱について	10頁
10	その他	10～11頁

## 資料

別紙 ①	給水工事の協議について	12頁
別紙 ②	給水工事協議書	13頁
別紙 ③	給水工事協議承諾書	14頁
別紙 ④	給水装置工事申込書	15頁
別紙 ⑤	小規模開発に伴う上水道管工事完了届	16～17頁
別紙 ⑥	給水台帳	18頁
別紙 ⑦	検針連絡表	19頁
別紙 ⑧	給水装置工事事業者確認板	20頁
別紙 ⑨	不断水、分水実施計画書	21～22頁
別紙 ⑩	切替実施計画書	23～24頁
別紙 ⑪	袋井市水道事業承認主要資材及び承認業者一覧表	25頁
別紙 ⑫	給水装置工事のフローチャート	26頁
別紙 ⑬	分水箇所オフセット図記載例	27頁
別紙 ⑭	袋井市指定給水装置工事事業者届出必要書類	28頁

# 給水装置工事について

## 袋井市水道事業給水条例（抜粋）

- 第10条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の申込みについて必要があると認める場合には、利害関係人の同意書これに代わる書類の提出を求めることができる。
- 第11条 給水区域内において土地開発行為等を行おうとする者は、給水量、給水方法、費用負担、施設の維持管理等についてあらかじめ協議し、管理者の同意を得なければならない。
- 第12条 給水装置工事は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の審査（使用材料の確認含む。）を受け、かつ、工事完成後に管理者の完成検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。
- 第13条 給水装置工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、当該給水装置工事の施行を申し込む者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

### 1. 書類提出上の注意点

#### (1) 給水工事協議書(別紙② P13)

- ① 別紙①(P12)の内容に該当する場合は、袋井市水道事業給水条例第11条の規定により、給水工事協議書を提出すること。
- ② 給水申込者及び連絡者の住所、氏名(押印)、連絡先、該当欄に記入し、関係図面等を添付して提出すること。

#### (2) 給水装置工事申込書(別紙④ P15)、給水台帳(別紙⑥ P18) ※以下「申込書」

- ① 給水工事協議を行ったものについては、給水装置工事申込までに給水工事協議承諾書(別紙③P14)を提出すること。
- ② 申込書の施行場所の住所は、確定したもののみ1つだけを記入し(2つ以上の地番は記載しない)、不明な場合は、事前に必ず調査を行い、申込みをすること。  
また、区画整理事業内での申込みは、街区やブロックと底地番の代表地番(申込者が住民登録等で実際に使用する地番)を記入すること。地番が不明な場合には、土地区画整理組合に問い合わせること。
- ③ 口径30mm以上の配水管を公道部分に布設する場合には、完成後に「小規模開発に伴う上水道管工事完了届(別紙⑤ P16)」を提出すること。
- ④ 適正な工期を設定し申請時に記載した工期を遵守のこと。

施工管理及び完了時提出書類は、『水道工事仕様書』に従い行うこと。

給水装置工事申込時には、平面図、横断面図、異形管詳細図、土工定規図を提出し、審査を受けること。

- ⑤ 給水台帳(別紙⑥ P18)の提出前には、記載漏れがないか確認すること。(工期欄、受水槽欄管網図確認日欄など)また、給水台帳様式はインターネットからダウンロードし、厚紙(リコーA4判110K同等品以上)にカラー印刷し、提出すること。
- ⑥ 共同住宅及び借家等は、取出しから各戸水道メーターまでを[連合]として給水台帳(別紙⑥P18)を作成し、メーターから2次側以降の給水台帳は、各部屋、借家ごとに作成すること。
- ⑦ 共同住宅や工場などの給水装置工事申込では、給水台帳(別紙⑥ P18)や図面の枚数が多くなってしまったため、給水台帳(別紙⑥ P18)と図面をファイルに綴って提出すること。

### (3) 給水装置工事申込時の提出書類

#### ① 給水装置工事申込書(別紙④ P15)

(ア) 土地・建物所有者の使用承諾及び、給水管所有者の使用承諾が必要な場合には、必ず承諾書を得ること。

(イ) 委任状欄は既設引込管の有無に関わらず必ず記入、押印してもらうこと。

(※既に引込管がある場合でも、給水管の管理区分を認知してもらうために、申込者に記入・押印してもらうこと。)

#### ② 建築確認申請受理証明願(建築工事を行う場合)※表紙だけを申込書と共に提出

(ア) 申込書の「建築確認通知又は受理証明」欄に通知又は受理年月日と通知番号を記入すること。

#### ③ 公図写

(ア) 施行箇所を囲い、土地所有者氏名を記入すること。

※宅地造成の場合は区画割を提出すること。

#### ④ 給水台帳(別紙⑥ P18)

(ア) 平面図(接道、方位等を記載すること。公道内の配水管及び既設引込管も記載すること。)

(イ) 立面図(アイソメ図)

注1) 管種・管径・管延長(エルボ、チーズごとに延長を記載。)

注2) メーター1次側で使用する全材料は、給水台帳材料表及びアイソメ図に記載すること。

注3) 配管の着色は以下のとおり。

新設管→赤 既設管→青 井戸水管→緑

注4) 給水台帳の用紙規格は、「リコー:A4判110K同等品以上」とすること。

#### ⑤ 位置図

(ア) 住宅明細図等で方位を記載し、申請箇所を着色して、給水台帳と共に提出すること。

注1) 位置図のサイズは給水台帳と同サイズ(A4判)で提出。

(イ) 新規宅地造地の場合は、造成内道路及び造成区割図を記載すること。

- ⑥ 給水工事協議承諾書(別紙③ P14(給水工事協議を行った場合))
  - (ア) 給水工事協議書の給水工事申込者と同一氏名(押印)で提出すること。
  - (イ) 給水工事協議承諾書は、給水装置工事申込み前でも提出が可能。
- ⑦ 受水槽、ポンプ、リモートメーター、集中検針盤承認図
  - (ア) 上記承認図は、設置する場合のみ提出。(給水台帳と同サイズ(A4判))
  - (イ) 受水槽はオーバーフロー管との吐水口空間が判別できる詳細図面を添付のこと。
- ⑧ 検針連絡表(別紙⑦ P19)
  - (ア) 給水装置工事申込み時に作成しA5判にて提出。ただし、案内図(A4判)を添付でも可。
  - (イ) 案内図には、該当箇所を囲い、メーター位置を記載すること。
- ⑨ 給水装置工事業者確認板(別紙⑧ P20)

#### (4) 完成時の提出書類

##### ① 給水台帳(別紙⑥ P18)

注1) 申込時の図面内容が現場状況等により変更となる場合には、必ず現場状況が分かる資料を持参し、上下水道課職員と協議した後に施工すること。

また、変更箇所は図面修正し、当初の図面と合わせて提出すること。

注2) メーター位置のオフセットを記載すること。「分水箇所オフセット図」

別紙⑬ P27参照)

注3) 分水工事を実施した場合には、既設配水管の埋設深・位置及び分水箇所のオフセットを給水台帳に記載し、埋設深・位置の測定状況及び分水時の写真を工程ごとに添付すること。(給水台帳サイズ(A4判))

(詳細は「分水箇所オフセット図」別紙⑬ P27参照)

注4) 既設給水管を閉栓した場合も同様に、既設配水管の埋設深・位置及び閉栓箇所のオフセットを給水台帳に記載し、閉栓時の写真を提出すること。

注5) 本設の給水台帳提出時には、メーター番号を記載すること。

##### ② 検針連絡表(別紙⑦ P19)

##### ③ 給水届 ※水道料金等の支払者等を確認のうえ提出すること。

##### ④ 納入済通知書(コピー)

(ア) 加入分担金及び手数料の支払済み領収書のコピーを添付すること。

##### ⑤ 小規模開発に伴う上水道管工事完了届(別紙⑤ P16)

(ア) 口径30mm以上の配水管を公道部分に布設した場合には、関係書類を添付して、給水台帳と共に提出すること。

## 2. 分水、切替工事の注意点

### (1) 分水実施計画書(別紙⑨ P21)、切替実施計画書(別紙⑩ P23)

- ① 分水工事は、午前中に行うこと。ただし、サドル付き分水栓以外の分水(配水管口径30mm以下)の場合の分水時間は、午後とすること。

- ② 立会い時間はせん孔開始時間(AM9:30からAM11:00)とし、工程、現場管理を行うこと。
- ③ 雨天による分水工事の延期(日程の変更)の連絡は、AM8:15～AM8:30迄に上下水道課へ電話連絡すること。
- ④ 切替工事等に伴い断水する場合は、断水範囲を確認し、断水広報を行うこと。  
また、断水のお知らせ文書を配布する場合は、配布前に上下水道課の承諾を得ること。
- ⑤ その他  
※水道工事に伴う市道占用申請受付は、維持管理課(袋井市役所)です。  
※市道占用以外の申請の場合は、申請書類等を各管理者の事前確認を受けたうえで上下水道課に1部提出してください。(県道占用は市へ2部提出)

### 3. 給水管等施工の注意点

#### (1) 使用材料について

使用材料については、「袋井市水道事業承認主要資材及び承認業者一覧表」を参照のこと(別紙⑩ P25)

【参考】本管に使用する管種は、原則、以下のとおりとする。

配水管(本管)口径	管種(記号)
φ 50mm以下	水道用ポリエチレン二層管(PE)
φ 75・100・150・200mm	水道配水用ポリエチレン管(HPPE)
φ 250mm以上	水道用ダクタイル鋳鉄管(DIP耐震管)

#### ① 仕切弁(給水連合バルブ及びメーターボックス内止水栓)

バルブ(メーター1次側)

- (ア) 口径25mm以下 → 副弁付き止水栓(ツインバルブ)
- (イ) 口径30mm～40mm → 青銅ソフト型仕切弁
- (ウ) 口径50mm以上 → ソフトシール仕切弁

#### (2) 分水工事について

以下のとおり施工するものとする。

配水管(本管)口径	サドル付分水栓(取出し口径)
φ 40mm	φ 20mmだけ
φ 50mm	φ 20mm～30mmまで
φ 75mm	φ 50mmまで
φ 100mm以上	φ 50mmまで

注1) 上表に該当しない場合は、不断水割T字管で分岐を行うこと。

注2) 不断水割T字管での施工が不可能な場合は、配水管切り取り工事で分岐すること。

注3) サドル付分水栓には、必ずポリエチレンスリーブを巻いて、施工写真を提出すること。また、ダクタイル鋳鉄管からの分岐は防食コアを設置し、同様に施工写真を提出すること。

注4) 分水止したサドル付分水栓にも、必ずポリエチレンスリーブを巻く。

注5) 引き込み口径とメーター口径差は2段までとする。

(例) φ 30の場合は φ 20(φ 30→φ 25→φ 20 2段)

注6)「キャップ止」施工の場合のオフセットは官民境界から1m未満とすること。

(キャップ止以降の給水装置工事において、メーターボックスが1.5m以内に設置できなくなるため。)

注7) 分水穿孔刃は、本管管種に適合したものを使用すること。また、分水穿孔後に穿孔片を撮影し、完成時に提出すること。

(3) 給水管施工等について

- ① 給水管の引込みは原則1敷地につき1引き込みとする。
- ② 使用されなくなった給水装置は、原則として分岐箇所において元止め工事を行うこと。この場合において配水管の分岐箇所の処理方法は、管理者の指示によるものとする。

③ 給、配水管の最低埋設深について(地盤高～管頂)

※公道内 → 分水サドルの高さを含め60cm以上

※私道内 → 60cm以上(位置指定道路)

※私有地内 → 30cm以上(旗竿敷地進入路含む)

※道路管理者の指示や、現場の状況により上記条件が変更する場合があります。

※旗竿敷地進入路が位置指定道路となる場合の埋設深については、給水装置工事申込前に上下水道課と協議すること。

小規模開発工事の施工は水道工事仕様書のとおり管理すること。

- ④ ポリエチレン管で、宅地内立上がり部分(エルボなしでも良い)を施工する場合には、砂巻き立てを行うこと。サンドクッション幅・厚は下表のとおり。※その他は「水道工事仕様書」参照

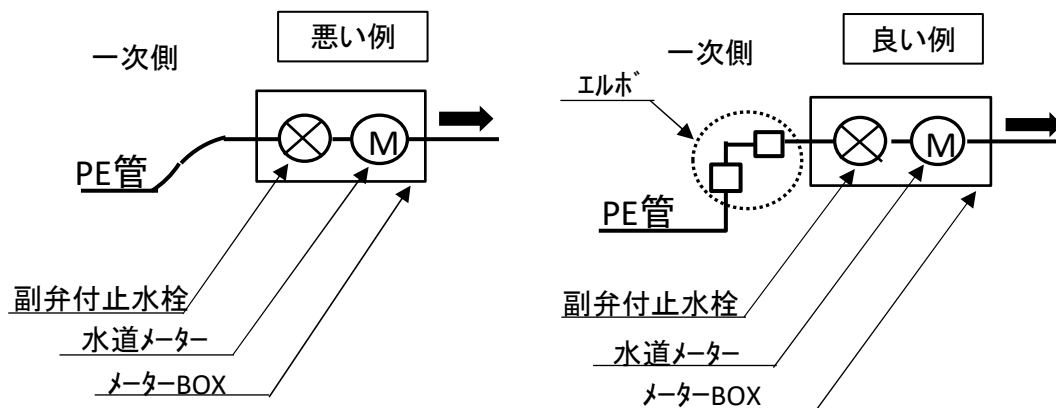
管種	管口径	管外径 (mm)	掘削幅 (サンドクッション幅) (mm)	サンドクッション厚		
				総厚 (mm)	管上	管下
HIVP (硬質塩化ビニル管)	φ13	18	600	200	100mmまで	100mm以上
	φ20	26				
	φ25	32				
	φ30	38		250		
	φ40	48				
	φ50	60				
	φ75	89				
φ100	114	300				
PE (ポリエチレン二層管)	φ13	22	600	200	100mmまで	100mm以上
	φ20	27				
	φ25	34				
	φ30	42		250		
	φ40	48				
	φ50	60				
HPPE (水道配水用ポリエチレン管)	φ75	90	600	250	100mmまで	100mm以上
	φ100	125		300		

- ⑤ キャップ止及び止水栓止工事を施工する場合には、表示杭と刻み(青スプレー表示)を施工すること。また、施工後の写真を完成時に提出すること。

- ⑥ 市道(公道)内に給配水管を布設する場合は、管頂から30cm～40cmの位置に埋設表示シートを敷設置すること。(PE φ50以上は施工年度入りの管表示テープを管に貼付)

注1) ポリエチレン管:アルミシート    ダクタイル鋳鉄管:ビニールシート

- ⑦ サドル付分水栓の取り付け位置は、既設サドル付分水栓及び配水管継手部から30cm以上の離隔を確保すること。
- ⑧ 既設給配水管及び他の埋設管、道路構造物との離隔は、原則30cm以上確保すること。30cm以上の離隔の確保が困難な場合は、事前(施工前)に上下水道課と協議すること。
- ⑨ ダクタイル鋳鉄管から口径φ20～25mmを分水する場合には、防食コアを設置し、施工状況を撮影し、完成時に提出すること。
- ⑩ サドル付分水栓に防食フィルム(ポリエチレンスリーブ)を施工すること。施工後の状況を撮影し、完成時に提出すること。
- ⑪ 宅内における主配管は、トンボ配管にならないよう設計施工すること。
- ⑫ 副弁付止水栓(ツインバルブ)の一次側には、PE管を使用し原則エルボを設置すること。

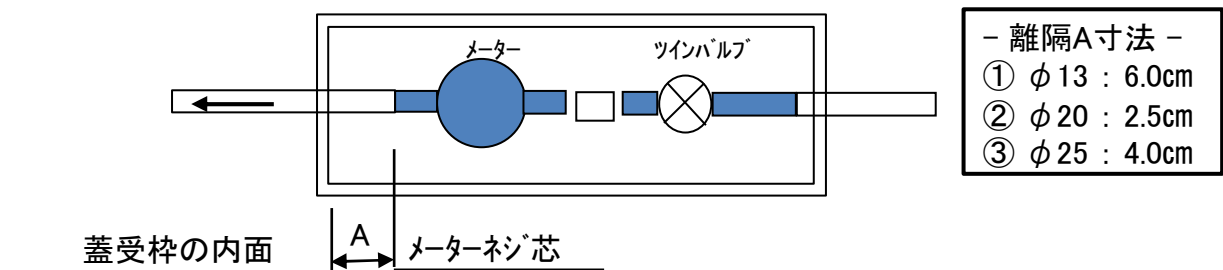


- ⑬ メーター口径φ20mm以上の主配管口径(一般住宅の場合はヘッダーまで)は、メーター口径と同口径とすること。

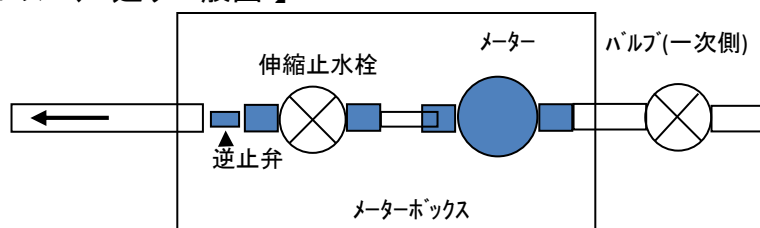
#### 4. メーター設置の注意点

- (1) 逆方向のメーターとならないように取付けること。
- (2) ツインバルブの伸縮延長の1/2程度でメーターを取付ること。
- (3) 一次側の管理と共にメーターBOX内のA寸法を測定した写真管理し完成時に提出すること。

【メーターφ13～25mmの取付参考図】



【φ30mm以上のメーター廻り一般図】





(4) メーターの設置等について(宅造メーターBOXがある場合は二次側の施工者が適切に管理する)

① メーターの設置場所は、車の下や、植栽内、フェンスに覆われて容易に出入りが出来ない場所に設置しないよう事前に施主等に説明を行い、了解を得ること。詳細については、以下のとおり。(袋井市水道事業給水条例施行規程第6条による)

(ア) 原則として当該建築物の敷地内で、配水管又は他の給水管の分岐部分に最も近い場所(1.5m以内)

(イ) 検針、点検及び取替え作業が容易に行うことができる場所

(ウ) 衛生的で損傷及び凍結のおそれがない場所

(エ) 水平に設置ができる場所

(オ) 既設乙止水栓は、再利用せずに必ず撤去すること。

(カ) メーター設置位置に、一時的にスペーサーを使用するときは、必ず穴あきのもの(又は詰めもの)を使用し、メーター出庫前に通水が出来ないように施工すること。

(盗水行為を疑われないため写真を提出をしてください。)

(キ) メーターBOXの上に車が乗る可能性がある場合は、車両対応型とすること。

(ク) 集合住宅などにおいて、やむを得ずメーターBOXが官民境から1.5mを超える場合、1次バルブを官民境より1m以内に設置し、1次バルブからの敷地内の給水施設全てにおいて所有者(使用者)が維持管理する旨の誓約書を提出すること。

また、1次バルブを設置しない場合は、官民境の民地内を所有者(使用者)が給水施設を維持管理する旨の誓約書を提出すること。

② 既存メーターがあり、建築物の建替等を実施する場合で、既存メーターの設置位置が官民境界から1.5m以上の場合は、給水装置工事において官民境界から管路延長で1.5m以内に移設すること。

また、メーターBOX及びツインバルブ等の止水栓が設置から20年を超えている場合には、耐用年数を超えることから新品に交換が望ましい。

③ ②の状況等により、メーター一次側の給水管を布設替する場合で、既設給水管口径が13mmの場合はPE管20mm(メータ口径が25mm以上の場合はメーターと同じ口径)で布設替すること。

(5) 量水器(メーター)の大きさについて

① 下表の寸法表には、パッキンの間隔は含まれていないため、メーター取付け時には注意すること。

口 径	間 隔
φ 13mm	10.0cm
φ 20mm	19.0cm
φ 25mm	22.5cm
φ 30mm	23.0cm
φ 40mm	24.5cm
φ 50mm	55.5cm～56.0cm
φ 75mm	62.5cm～63.0cm

(6) 量水器ボックスの内寸法について

- ① メーター口径  $\phi$  30mm～75mmの量水器ボックスの内寸法は下表一覧表以上の寸法とし、蓋の構造は耐荷重と検針の容易性を兼ね備えたものとする。

量水器ボックス参考図・寸法表



	A	B	H
$\phi$ 13mm	市指定量水器ボックス		
$\phi$ 20mm			
$\phi$ 25mm			
$\phi$ 30mm	40cm以上	55cm以上	40cm以上
$\phi$ 40mm	40cm以上	55cm以上	40cm以上
$\phi$ 50mm	70cm以上	110cm以上	45cm以上
$\phi$ 75mm	100cm以上	180cm以上	75cm以上

注1) 口径  $\phi$  50mm以上のボックスについては、検針用のぞき窓を設置すること。

5. 現場管理について

- (1) 市道(公道)の仮舗装養生期間中は、現場の安全確認を定期的に行い、舗装版の沈下や破損等があった場合は速やかに修繕すること。
- (2) 給水工事や舗装工事等で、重機及び車輛等が現場に乗り入れる場合は、近隣住民に事前に説明及び調整を行うこと。(出入りに支障がある工事の場合は特に注意すること。)
- (3) メーター口径  $\phi$  20mm以上の主配管口径(一般住宅の場合はヘッダーまで)は、メーター口径と同口径とすること。  
ヘッダーが無い配管の場合は、末端給水器具の手前まで同口径とすること。
- (4) 分水箇所オフセット図について(別紙⑬ P27)
  - ① 分水箇所及びメーターのオフセット測定箇所は、敷地境界や仕切弁などから2箇所以上を測定し、表記すること。
  - ② 分水箇所の測定写真は、配水管の埋設深が確認できるようにスタッフを入れ、遠景と近景で撮影すること。
- (5) 分水からメーター(メーター1次側)までの全使用材料及び布設状況の確認ができるように、黒板に表記し、黒板と共に全材料を撮影し、完成時に提出すること。
- (6) 埋戻しでは、1層仕上げ厚に注意し、施工すること。(路床20cm・上下層路盤15cm等)
- (7) 道路内の施工では、一連の施工状況が確認できるように撮影すること。
  - ① 既設舗装版撤去状況
  - ② 床堀完了(床掘寸法測定→黒板)
  - ③ サンドクッション1(管下敷砂厚測定→黒板)
  - ④ 管布設状況(土被り測定→黒板) ※  $\phi$  50以上は施工年度入りの管表示テープを管に貼付
  - ⑤ サンドクッション2(総厚測定→黒板)

- ⑥ 埋戻し(各層ごとの転圧状況及び完了測定→黒板) ※1層仕上げ厚に注意
- ⑦ 上下層路盤(施工前の糸下り等測定+施工状況+完了時糸下り等測定→黒板)  
※1層ごとに管理すること。
- ⑧ 仮舗装(施工前の糸下り等測定+施工状況+完了→黒板)
- ⑨ 本舗装(仮舗装版撤去状況+施工前の糸下り等測定+施工状況+完了→黒板)

## 6. 受水槽の設置について

(1) 受水槽の設置条件は以下のとおり。

- ① 3階以上の建築物又は配水管の布設されている道路面から8メートル以上の高さに給水を受ける場合。
- ② 給水栓が水道メーターより低い位置にある場合。
- ③ 配水管口径が不足し、必要な給水量及び水圧が確保できない場合。
- ④ 一時に大量の水を必要とし、配水管の水圧低下を来すおそれがある場合。
- ⑤ 災害、事故等による水道の断水及び減水時においても給水の確保が必要な場合。
- ⑥ 薬品を使用する場合など、逆流によって配水管の水質汚染を来すおそれのある場合。

※特に吐水口空間の間隔及び確保に注意すること。

詳細については、「袋井市受水タンク装置等の設置基準」参照。

## 7. 危険防止の措置について

- (1) 給水管は、市上水道以外の水道管、ポンプその他の汚染のおそれがある設備に直結しないこと。
- (2) 受水槽への給水は、水の逆流を防止する落とし込みとし、吐水口空間(給水口と越流管中心高さの間隔)は管径以上とし、最小は50mmとすること。(ただし、プールの場合は20cm以上)
- (3) 受水槽は、排水等による汚染のおそれのない地上又は床面上に設置すること。
- (4) 水洗便器に給水する給水装置にあつては、その給水装置又は水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流防止に有効な措置を講じること。
- (5) 配水管への取付口位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上(外径)の離隔を確保すること。
- (6) スプリンクラー設備については、水道直圧式スプリンクラー設備に関する指導指針を参考に設置すること。
- (7) 地上式散水栓を基本とするが、地下式散水栓を設置する場合、逆止弁の設置などの措置を講じること。

## 8. 給水管防護の措置

- (1) 開渠、側溝及びL型擁壁等を横断して給水管を布設するときは、その下に配管し、これらの構造物の底面と離隔を30cm以上確保するとともに、管理しやすいさや菅などを設置し施工すること。  
なお、施工上やむを得ない場合は、道路管理者の承諾をえて給水管防護の措置を講じ、高水位以上の高さに布設すること。
- (2) 軌道敷及び河川敷、その他電しよく又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を布設するときには、給水管防護の措置を講じると共に各管理者との事前協議を踏まえ、給水装置工事申込書を提出すること。
- (3) 凍結のおそれのある場所に給水管を布設するときは、露出又は隠ぺいにかかわらず防寒装置を施すこと。
- (4) 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を布設するときは、防しよく措置その他の措置を講じること。

## 9. 給水装置工事各種事務取扱について

年末年始、年度末及び年度始めにつきましても受付等を一時的に制限させていただきます。このような場合は、事前に書類や窓口にてお知らせいたします。

項目	受付日 (受付時間)	工事・検査施工日 施工時間
給水装置工事 申込書及び調査等	月～金 (9:00～15:00)	提出日から3日以降(土・日・祝日含まず) 月～金の午前
分水実施計画書	月～金 (9:00～15:00)	
切替実施計画書	月～金 (9:00～15:00)	提出日から7日以降(土・日・祝日含まず) 月～木の午後
給水装置工事完成検査 (店舗等や小規模開発に伴う水道工事)	検査実施週の火曜日 (9:00～15:00)	木～金の午前

## 10. その他

- (1) 上水道工事に伴う市道占用申請は、維持管理課(袋井市役所)です。
- (2) 袋井市ホームページから下記の方法により管網情報の確認が可能です。

①【袋井市ホームページ】⇒【便利なサービス】⇒【ICTを活用した便利なサービス】⇒  
【どまんなか袋井navi】⇒【上下水道情報】⇒【上水道マップ】

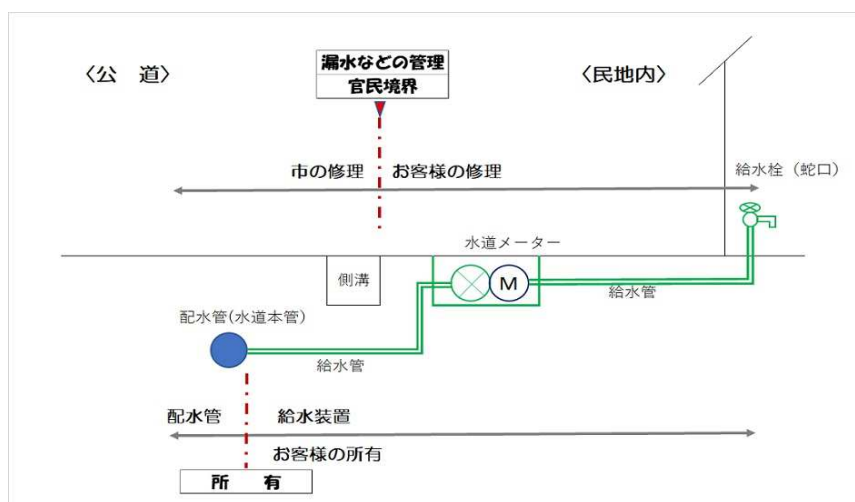
※ 管網情報は、住所検索が可能です。

※ 確認可能な情報は、本管口径、本管管種、本管布設年度ですが、最新の情報掲載までに時間がかかるため最新情報の確認は受付窓口へお越してください。

また、本管布設位置、本管布設深さ、給水管情報は確認できません。

- (3) 給水装置工事申請から完成検査までの流れは別紙フローチャート参照。(別紙⑫ P26)

- (4) 給水装置工事施工場所が、各法令等(農地転用許可、土地利用や開発行為を伴う案件等)に基づく申請、届出及び許可が必要となる場合は、関係手続きが完了している旨を給水装置工事申請前までに確認すること。
- (5) 市指定給水装置工事事業者が立会う給水装置工事完成検査では、給水台帳に記載されている主任技術者が必ず立会うこと。
- (6) 毎年度、4月1日現在の給水装置工事主任技術者の選任届を提出して下さい。  
 毎年度2月頃に郵送する「年度末における給水装置工事申込み期限等について」に同封します。  
 (年度途中で新たに選任及び解任がある場合は、その都度、届出書を提出してください。)
- (7) 水道管網図等は、過去の資料を基にGISシステムに取り込み情報提供しておりますが、現地の管種、口径、位置及びその存在自体を保証するものではありません。  
 (給水工事等の申請前の水道管調査を行い、現地と相違した配水管や給水管の場合についても同様に保証出来かねます。)
- (例)キャップ止が管網図に記載されていたが、掘削したところ管がなかった。【申込者負担で分水】  
 (例)キャップ止はあったが、何らかの原因(鏽)で使用できなかった。【申込者負担で再穿孔】  
 (例)掘削したところ、既設横断暗渠が発見され上・下越しが必要になった。【申込者負担で上・下越し】
- ※既設引き込み管及び本管の位置形状確認のための試掘費用は原因者負担となります。
- (8) 給水工事協議書は給水装置工事申込者が提出する。  
 (申込時点の所有者や施主又は使用者)
- ※(例)申込者・連絡者ともに指定工事店となっている → NG
- (9) 小規模宅造における新設道路について、市への移管の有無を確認すること。  
 (埋設管の管理者区分が変わるため。)
- (10) 位置指定道路で土地所有者が民間のときは、共有管も個人所有となります。
- (11) 令和5年4月1日より給水管の漏水時等の対応が、市と所有者で作業区分が変更されています。  
 令和4年度まで:配水管よりメーターまでを市、メーターから給水栓までを使用者。  
 令和5年度から:配水管より道路官民境までを市、官民境から給水栓までを使用者。



# 給水工事の協議について

下記の物件については、給水工事協議書を提出して下さい。

- ① 給水箇所の現況本管がない場合及び口径が50mm以下の物件。
- ② アパート、マンション等の集合住宅の物件。
- ③ 2戸以上の宅地造成の物件。
- ④ 店舗、飲食店、事務所、美容院、病院、診療所、工場、温室等。
- ⑤ メーター口径25mm以上の物件。
- ⑥ 土地売買に関する物件。

※協議書提出日より3週間位で、回答書が出来上がります。(協議内容によっては、3週間以上要する場合がありますので、その時には給水協議の連絡者に連絡いたします。)

※上記の協議については、口頭による回答はしておりませんので、給水協議書を必ず提出してください。

※給水工事協議に関する回答書の有効期限については、回答日より1年間です。

## 給水工事協議書

年 月 日

袋井市長 様

給水工事 申込者	住所 氏名 電話番号	印
連絡者	住所 氏名 電話番号 (担当)	印

袋井市水道事業給水条例施行規程第15条の規定により、給水工事申込み前に次のとおり協議します。

工 事 箇 所	
給 水 区 画 数	区画
給 水 取 出 箇 所 数	箇所(既設含む)
メーター口径 及び個数	口径 φ × 個
最 大 使 用 量	立方メートル/日
開 発 敷 地 面 積	(必ず記入してください。) 平方メートル
給 水 用 途	
そ の 他	

## 添付図面 1 工事場所略図

- 2 公図写し(申請地の土地所有者を記入し、本協議書の提出について土地所有者の同意を得ている旨の記載をすること)
- 3 計画平面図
- 4 施設概略図(給水栓用途ごとの数量を記載すること)
- 5 消火施設(スプリンクラー等)設置の場合は、消防設備士(氏名記入)の水理計算書
- 6 3階建の直結直圧給水に関する場合は、水利計算書及び水圧測定結果

給水工事協議承諾書

年 月 日

袋井市長 様

給水工事	住所	
申込者	氏名	印
	電話番号	

年 月 日付け袋上水第  
回答書については承諾します。(工事場所:

号により通知のあった給水工事協議に関する  
・協議番号 号)



様式第1号(第11条、第12条関係)

## 給水装置工事申込書

年 月 日

袋井市長 様

加入分担金については、袋井市水道事業給水条例及び袋井市水道事業給水条例施行規程を契約の内容とすることに合意し、袋井市水道事業給水条例施行規程第12条の規定により、給水装置工事を申し込みます。

工事種別	新設 変更 増設 口径変更 止水栓止 キャップ止 消火栓 臨時用
施行場所	袋井市
申込者 (所有者)	住所 氏名 電話 ( ) 印
使用者	住所 氏名 印
申込者代理人	住所 氏名 電話 ( ) 印
委任状	私所有の給水装置のうち、図面記載の公道部分の維持管理を袋井市水道事業管理者に委任します。 委任者名 印
土地・建物・給水管所有者の使用承諾欄	私所有の(土地・建物・給水管)を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し問題が生じたときは、当事者間で一切解決します。
	(土地) 住所 (建物) 氏名 印
	(給水管) 住所 氏名 印
使用目的	一般住宅 共同住宅 その他( )
メーター口径	mm メーター個数 個 取出管口径 mm
建築確認通知 又は受理証明	通知・受理 年 月 日 給水開始 年 月 日 第 号 予 定 日

工事予定	着手 年 月 日・完成 年 月 日						
指定給水装置 工事事業者	住所 事業者名 印 電話 主任技術者名 印						
加入分担金		審査手数料		検査手数料		受付番号	
口径	件数	金額	件数	金額	件数	金額	受付印
合計		円	合計	円	合計	円	
						総合計	円

小規模 \_\_\_\_\_  
年 月 日

袋井市長 様

指定給水装置工事事業者名

印

## 小規模開発に伴う上水道管工事完了届

工 事 場 所	袋 井 市		
給 水 用 途		給水工事協議番号	—
開 発 者 氏 名			
開 発 者 住 所			
工 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日	完成検査年月日	年 月 日
添 付 書 類	位置図、公図写、水圧測定記録紙(原本)、測量確定図(宅地造成) → 1部 完成図(平面図、横断図、異形管詳細図、土工定規図、オフセット図) → 1部 上記完成図電子データ(ファイル形式JWWまたはSFC) → CD-R 1枚 工事内訳表(管種口径別の延長、仕切弁・消火栓・給水工(取出箇所数))		
添 付 写 真	① 工事着手前、完成(本復旧後)写真 ② 材料検査立会の写真 ③ 水圧テスト立会の写真 ④ 水道管布設状況写真(直管、異形管) ※管表示テープ含む(管径50mm以上) ⑤ 埋戻状況写真(サトクッション～路盤) ※埋設表示シート(アルミ)含む ⑥ 仮復旧の状況及び完了写真 ⑦ 本復旧の状況及び完了写真 ※埋戻及び路盤工は、各層ごとに写真管理すること。 ※路盤・表層厚は、糸下り等の写真管理すること。 ※その他注意事項は、「分水箇所オフセット図」参照。		

※管理項目及び施工上の注意点等の詳細は、「水道工事仕様書」参照

## 工 事 内 訳 表

名称	形状寸法	数量(延長または個数)	単位	単価	金額
				合計	

※材料費は税抜き金額とし、労務費及び諸経費は材料とは別項目で記載すること。また、合計金額欄の一段上の欄に税抜小計及び消費税金額を記載し、合計金額は税込金額とすること。

- ・使用する地番を確認後、代表地番（1つだけ）を記入すること。
- ・区画整理地内の場合は、街区と底地番の代表地番（1つだけ）を記入すること。

様式第3号（第12条、第13条関係）

給 水 台 帳

自治会\_\_\_\_\_

種 別	型 状	数 量	単 位	工 事 別	お 客 様	
ツインバルブ	φ20×13	1	個	施 行 場 所	袋井市	
メーターボックス	φ20	1	個			
水栓柱		1	式	申 込 者	住 所	
等 . . . . .					氏 名	
内 訳 記 入				使 用 者	住 所	
					氏 名	
				申 込 受 付	設 計 審 査 員	
					受 付 番 号	
				工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
				指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名		
				指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 名 記 入		
				主 任 技 術 者	Ⓜ	
					工事担当が各工程で異なる場合は工程毎に記入	
					氏 名	Ⓜ
				メーター器	口 径 mm	
					No.	
材料証明使用	JIS・日水・第三・自社			検定満期		
管 網 図 確 認 日	年 月 日			開 栓 日	年 月 日 m <sup>3</sup>	
備 考	種 別	設 置 場 所	総 容 量	有 効 容 量	材 質	
	受 水 槽		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
	高 架 水 槽		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
給 水 装 置 工 事 完 成 届						
次のとおり給水装置の工事が完成したので検査をお願いします。					年 月 日	
工事完成年月日	年 月 日			再 検 査 年 月 日	年 月 日	
水圧試験年月日	年 月 日			再 検 査	<input type="checkbox"/> 合格 袋井市検査員	
完成検査年月日	年 月 日			備 考		
検 査	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	袋井市検査員	検査依頼受付			
不合格箇所						

・申請時点の住所

・工期を記入すること

・主任技術者名を記入すること

・本設台帳の完成届を出すときはメーター番号を記入

・完成届提出日を記入すること

・管網図確認日を記入すること

・工事が完成したら記入し、速やかに提出すること

・使用する材料の種類に○印をすること

検針連絡表

管理番号

【地図】

POT 冊番  
 検針グループ  
 一般・集中・親子

メーター所在地		お客様番号(門標)	
メーター所在地		大字	—
申込者住所		番地	
フリガナ氏名		自治会(行政区)	
※方書		開栓日	
※方書		工事店	
※方書		用途	
※方書		メーター番号	
受水槽容量	m <sup>3</sup>	口径	φ
備考	下水道区域 内・外	メーター位置	
	下水道接続 有・無	取付日	
		検定満期	
		指針	
	口径 φ → φ	誓約書有・無	
	メーター-No. →	給水申込番号	
	指針 →		

※新設されるアパート・店舗名等を記入

太枠内には記入しないでください。

検針連絡表

管理番号

【地図】

POT 冊番  
 検針グループ  
 一般・集中・親子

メーター所在地		お客様番号(門標)	
メーター所在地		大字	—
申込者住所		番地	
フリガナ氏名		自治会(行政区)	
※方書		開栓日	
※方書		工事店	
※方書		用途	
※方書		メーター番号	
受水槽容量	m <sup>3</sup>	口径	φ
備考	下水道区域 内・外	メーター位置	
	下水道接続 有・無	取付日	
		検定満期	
		指針	
	口径 φ → φ	誓約書有・無	
	メーター-No. →	給水申込番号	
	指針 →		

※新設されるアパート・店舗名等を記入

太枠内には記入しないでください。

# 給水装置工事事業者確認板

工事場所

申請者氏名

施工業者

受付

電話番号

番号

注 提出日 [ 年 月 日 ] (施工3日前(土・日・祝日含まず)までに提出)

回	課長	水道技術管理者	係長	係	合 議
議					

現場立会者 水道工事係

時 間 :

残 塩 :

色 :

濁り :

## 不断水 分水 実施計画書

袋井市水道課長

様

指定給水装置工事事業者名

主任技術者氏名

印

現場への連絡先(携帯等)

1. 申込者 住所: \_\_\_\_\_

氏名: \_\_\_\_\_

2. 工事場所 袋井市 \_\_\_\_\_

3. 分水日時 

年	月	日	( )
---	---	---	-----

分水時間	時	分	断水	有・無
------	---	---	----	-----

※1 当日、雨天等により延期する場合はAM8:15~8:30までに水道課へ電話連絡する。

※2 当日、現場条件により分水時間を変更する場合は水道課へ電話連絡する。

4. 分水責任者氏名 \_\_\_\_\_ 作業員数 \_\_\_\_\_ 名

5. 添付書類チェック欄(提出時に下記の添付書類を確認して□内にチェック)

- ①  道路使用許可証(警察)を裏面へコピー  
 ②  受付済給水台帳(表面・裏面のコピー・図面はカラー)  
     分水本管を青色、分水当日施工箇所を赤色で表示  
 ③  位置図

6. 上水道以外の埋設物

埋設物を○で囲む		NTT	ガス	中電	遠州水道(上・工)	その他( )
埋設者 管理者 との 確 認	FAX回答	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	電話回答(氏名)	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 ( )	有・無 ( )
	立会依頼	未・済	未・済	未・済	未・済	未・済
	埋設物の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

道路使用許可証(警察)  
のコピーを添付



注 提 出 日 [ 年 月 日 ] (施工7日前(土・日・祝日含まず)までに提出)

回	課 長	水道技術管理者	係長	係	合 議
議					

現場立会者 水道工事係

断水時間

排泥時間

残留塩素

色

濁り

## 切 替 実 施 計 画 書

袋井市水道課長

様

指定給水装置工事事業者名

主任技術者氏名

印

現場への連絡先(携帯等)

1. 工事名 住所: \_\_\_\_\_  
 又は申込者 氏名: \_\_\_\_\_

2. 工事場所 袋井市 \_\_\_\_\_

3. 切替日時 年 月 日 ( )

断水時間 時 分～ 時 分(排泥完了まで)

※1 当日、雨天等により延期する場合はAM8:15～8:30までに水道課へ電話連絡する。

※2 当日、現場条件により分水時間を変更する場合は水道課へ電話連絡する。

4. 現場代理人氏名 \_\_\_\_\_ 作業員数 \_\_\_\_\_ 名

5. 添付書類チェック欄(提出時に下記の添付書類を確認して□内にチェック)

- ①  道路使用許可証(警察)を裏面へコピー
- ②  給水装置工事申請を行っている場合は、受付済給水台帳(表面・裏面のコピー図面はカラー)
- ③  位置図 切替箇所を赤色で表示
- ④  施工図 切替箇所を赤色・既設管及び施工済箇所を青色で表示

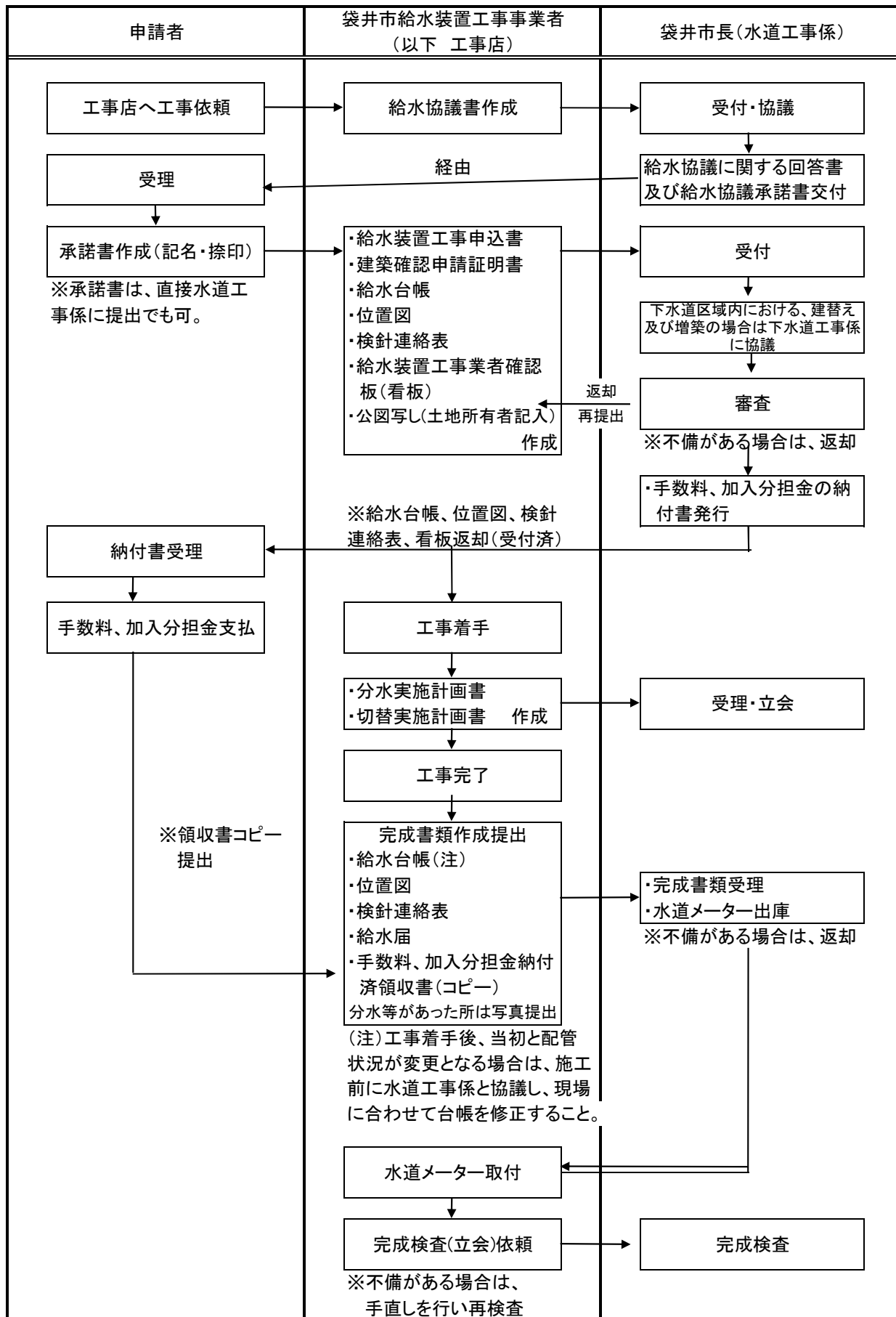
道路使用許可証(警察)のコピーを添付

# 袋井市水道事業承認主要資材及び承認業者一覧表

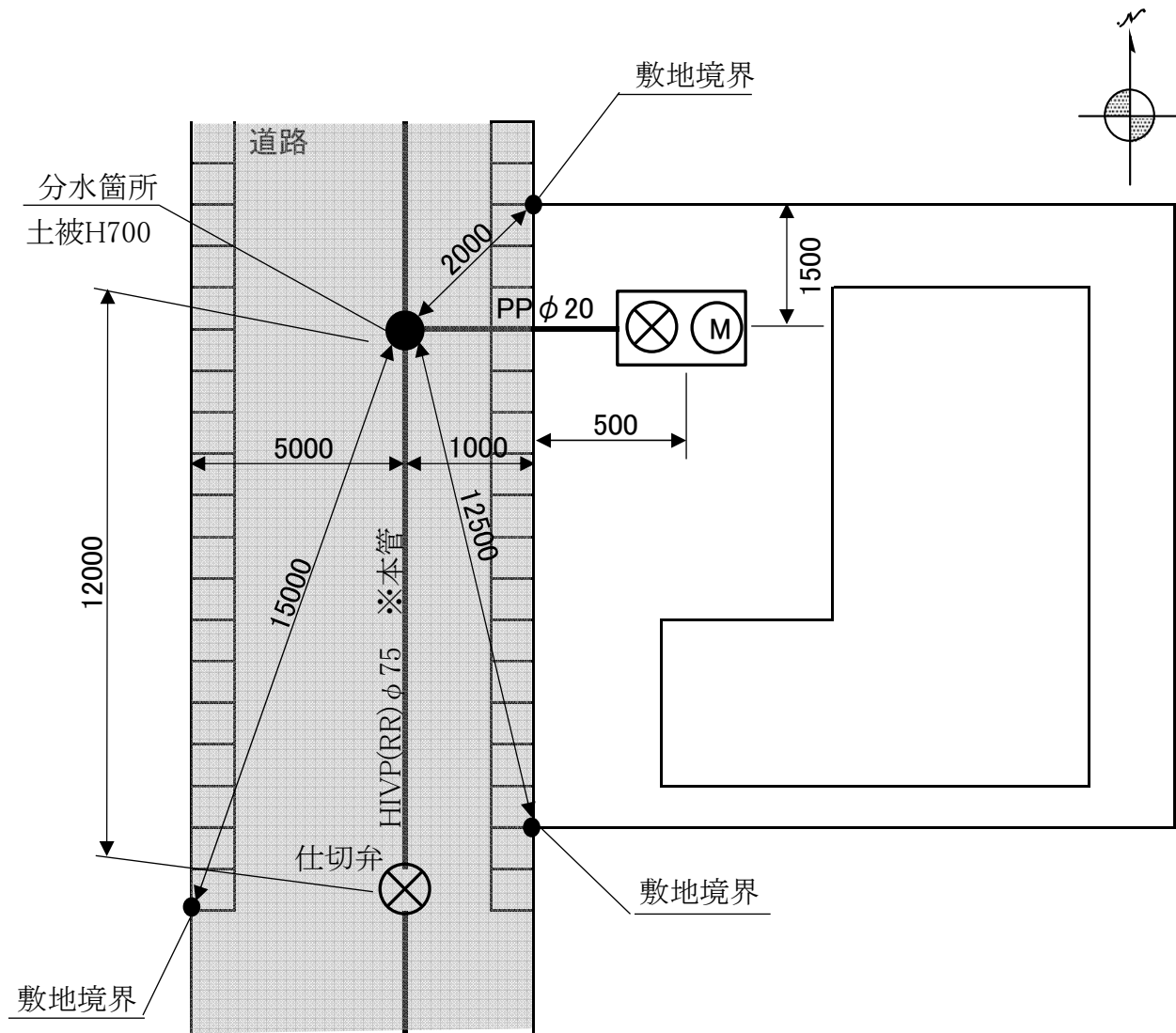
番号	名称	記号又は名称	規格番号	承認業者
1	水道用耐衝撃性塩化ビニール管	HIVP	JWWA-K118、AS22	積水化学工業㈱・㈱クボタケミックス
2	水道用耐衝撃性塩化ビニール管継手類	HIVP〇〇	JWWA-K119、AS23	積水化学工業㈱・㈱クボタケミックス
3	水道用ゴム輪形耐衝撃性塩化ビニール管	HIVPRR	JWWA-K129、AS33・44	積水化学工業㈱・㈱クボタケミックス
4	水道用ゴム輪形耐衝撃性塩化ビニール管継手類	HIVPRR〇〇	JWWA-K130、AS34・45	積水化学工業㈱・㈱クボタケミックス
5	離脱防止用金具類	ビニロック	JWWA-K128	コスモ工機㈱・大成機工㈱・クボタ㈱・積水化学工業㈱・㈱水研・㈱川西水道
6	水道用ポリエチレン管(二層管)	PE	JIS-K6762	㈱イノアックコーポレーション・㈱クボタ・㈱栗本鐵工所 積水化学工業㈱・㈱タブチ
7	水道用ポリエチレン管継手類	CP〇〇・PE〇〇 NY式	JWWA-B116	前田バルブ工業㈱・前澤給装工業㈱ 名古屋バルブ工業㈱
8	水道用硬質塩化ビニールライニング鋼管	VLP	JWWA-K116	JFEスチール㈱・新日本製鉄㈱・住友金属工業㈱
9	水道用樹脂コーティング鋼管継手類	VLP	JWWA-K117	日立金属㈱・東海鋼管㈱
10	水道用ナイロンコート鋼管	SGP-NC		市に承認を得ること。
11	水道用ダグタイル鑄鉄管(1種管)(内面粉体塗装)	DIP	JWWA-G113・G114	㈱クボタ・㈱栗本鐵工所・幡豆工業㈱・㈱岡本・大和キャスト㈱・㈱梅原工業・日本鑄鉄管㈱
12	水道用ダグタイル鑄鉄管異形管(1種管)(内面粉体塗装)	DIP〇〇	JWWA-G113・G114	㈱クボタ・㈱栗本鐵工所・幡豆工業㈱・㈱岡本・大和キャスト㈱・㈱梅原工業・日本鑄鉄管㈱
13	水道用ダグタイル鑄鉄管用押輪・特殊押輪	DIP〇〇	JWWA-G114	コスモ工機㈱・大成機工㈱・㈱クロダイト
14	鑄鉄管継手用ボルト・ナット	FSA		㈱クロダイト・コスモ工機㈱
15	水道用ソフトシール仕切弁	ソフト弁	JWWA-B120	㈱クボタ・㈱栗本鐵工所・幡豆工業㈱・㈱清水合金製作所・前澤工業㈱・角田鉄工㈱・㈱清水鐵工所 清水工業㈱
16	青銅製ソフト形仕切弁	青銅ソフト弁		㈱栗本商事・前田バルブ工業㈱・前澤給装工業㈱
17	青銅仕切弁	青銅弁		前田バルブ工業㈱
18	副弁付伸縮止水栓(ガイドナット・メタルパッキン含む)	ツインバルブ		前田バルブ工業㈱・前澤給装工業㈱・㈱タブチ
19	仕切弁ボックス類(道路内)	仕切弁BOX		アケインテック㈱・日之出水道機器㈱・トミス・幡豆工業㈱
20	排泥弁ボックス類(道路内)	排泥弁BOX		アケインテック㈱・日之出水道機器㈱・川彦㈱
21	VP(鑄鉄)継手類(内面粉体塗装)	ドレッサー等	JWWA-K131	コスモ工機㈱・大成機工㈱・㈱川西水道機器・㈱水研
22	VP用鑄鉄異形管(離脱防止金具付き) (内面粉体塗装)	ジョイント マチーズ等		コスモ工機㈱・大成機工㈱・㈱クボタ・積水化学工業㈱・㈱川西水道機器・㈱水研
23	小型空気弁(ステンレス製アンフリーザー付)	小型空気弁		前澤給装工業㈱・前田バルブ工業㈱・宮部鉄工㈱・角田鉄工㈱
24	急速空気弁	急速空気弁	JWWA-B137	宮部鉄工㈱・㈱清水合金製作所・角田鉄工㈱・前澤工業㈱・清水工業㈱
25	不凍急速空気弁	MAV		明和工業㈱
26	ステンレス製アンフリーザー	アンフリーザー		宮部鉄工㈱
27	空気弁ボックス類	空気弁BOX		アケインテック㈱・長島鋳物
28	コンクリートブロック(500×350×H)	ブロック		トミス
29	水道用地下式消火栓(内外面粉体塗装)	消火栓	JWWA-B103	宮部鉄工㈱・幡豆工業㈱・㈱クボタ・㈱栗本鐵工所・㈱清水合金製作所 角田鉄工㈱・前澤工業㈱・清水工業㈱
30	空気弁付地下式消火栓(内外面粉体塗装)	空気弁付き消火栓		宮部鉄工㈱・㈱清水合金製作所・清水工業㈱
31	水道用補修弁(ボールキャップ式・内外面粉体塗装)	補修弁	JWWA-B126	宮部鉄工㈱・幡豆工業㈱・㈱クボタ・㈱栗本鐵工所・角田鉄工㈱・前澤工業㈱・㈱清水合金製作所 清水工業㈱
32	消火栓ボックス類	消火栓BOX		アケインテック㈱・長島鋳物
33	水道用サドル付分水栓 (ガイドナット・メタルパッキン含む)	〇〇用分岐帯	JWWA-B117と同等以上 日本水道協会検査合格品	前田バルブ工業㈱・前澤給装工業㈱・栗本商事㈱・㈱タブチ・名古屋バルブ工業㈱
34	密着コア(DIP分岐帯使用時)	密着コア		前田バルブ工業㈱・前澤給装工業㈱・栗本商事㈱・名古屋バルブ工業㈱
35	不漏水三ツ割T字管	不漏水T字管		コスモ工機㈱・大成機工㈱
36	量水器BOX 鉄蓋	市章入		日之出水道機器㈱・前澤化成工業㈱・アロン化成(株) 前澤化成工業㈱(組合にて販売)
37	ステンレスボルト・ナット	ボルト・ナット		㈱田中
38	水道配水用ポリエチレン管	HPPE	JWWA-K144	積水化学工業㈱・㈱クボタ
39	水道配水用ポリエチレン管継手	HPPE〇〇	JWWA-K145	積水化学工業㈱・㈱クボタ・㈱川西水道機器
40	鑄鉄管用離脱防止内蔵型耐震継手	ロック		コスモ工機㈱
41	埋設表示シート	アルミ		ヨツギ(株)・サンエス護謨(株)
42	フランジ接合補強金具 補強金具	接合補強金具 補強金具		協和工業㈱・㈱清水合金製作所 大成機工㈱

○詳細は、水道課水道工事係に確認をとること。  
 ○その他、日本工業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)、日本水道協会の型式登録の合格品で市が承認したもの。  
 ○令和4年3月現在(年度途中で予告なく追加変更することがあります。)

### 給水装置工事のフローチャート



## 分水箇所オフセット図記載例



## 注意事項

## (1) オフセット図

- ① 分水箇所及びメーターのオフセット測定箇所は、敷地境界や仕切弁などから2箇所以上を測定し表記すること。
- ② 分水箇所の測定写真は、配水管の埋設深が確認できるようにスタッフを入れ、遠景と近景で撮影すること。

## (2) その他

- ① 分水穿孔後に穿孔片を撮影し、提出すること。
- ② 分水穿孔刃は、本管管種に適合したものを使用すること。また、施工前に穿孔刃の状態を確認し、欠け等がある場合には新品に交換し施工すること。
- ③ サドル分岐帯に、防食フィルム(ポリエチレンスリーブ)を施工すること。被覆後を撮影・提出すること。
- ④ ダクタイル鋳鉄管から分水する場合は、防食コア(分水口径φ20~25mm)を施工し、施工状況を撮影・提出すること。
- ⑤ 分水からメーターまでの使用材料及び布設状況の確認ができるように黒板に表記し、黒板と共に全材料を撮影・提出すること。
- ⑥ 管上30cm~40cmに埋設表示シート(アルミ)を敷設し、敷設完了後を撮影・提出すること。
- ⑦ 1層埋戻厚及び1層仕上厚に注意し、施工すること。(路床20cm・上層路盤15cm等)

# 袋井市指定給水装置工事事業者届出必要書類

袋井市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程 より

※1:水道法施行規則様式第10 ※2:水道法施行規則様式第11 ※3:水道法施行規則様式第3

届出事項		指定事項変更届出書※1	定款の写し	登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)	住民票の写し、 在留カードの写し 又は特別永住者 証明書の写し	誓約書	廃止・ 休止・再開 届出書※2	主任技術者 選任・解任 届出書※3	主任技術者 免状コピー (交付番号の 分かるもの)	期限
指定事項の変更 (第8条)	事業所名称 及び所在地	法人	○							<b>30日 以内</b> *再開の届出 は10日以内
		個人	○							
	氏名又は名称 及び住所	法人	○	○	○					
		個人	○			○				
	代表者氏名	法人のみ	○	○	○		○			
	役員氏名	法人のみ	○		○		○注1			
主任技術者氏名 及び免状交付番号	法人	○						○		
	個人	○						○		
廃止・休止・再開 (第8条)	法人						○注2			
	個人						○注2			
主任技術者選任・解任 (第12条)	法人							○注3		
	個人							○注3		
指定の更新 (第6条)注4	法人	指定申請書・ 機械器具調書	○	○		○		○		
	個人				○			○		

注1: 役員辞任のみの場合は、誓約書提出の必要はありません。

注2: 事業者の継承(個人→法人、法人→法人など)はできませんので、廃止手続きの後に、新規指定の手続きを行ってください。

注3: 解任の場合、主任技術者免状のコピーを提出する必要はありません。

注4: 指定の更新の申請書類は、新規申請と同様のものです。指定更新時確認事項の書類を併せて提出してください。

## <<必ず提出期限を守って下さい。>>

- 主任技術者選任・解任や変更届等が規定のとおり提出されない場合は、指定取消・停止処分の対象となりますのでご注意ください。(第9条)  
一度取消処分を受けると、2年間は指定の申請ができません。(第5条)
- 申請書類の宛名は、管理者である「袋井市長 ○○○○」宛で記載し、提出してください。
- 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに主任技術者を選任しなければならないことと定められています。(第12条)  
主任技術者が不在となった場合は、速やかに新たな主任技術者を選任するか、休止届又は廃止届を提出してください。
- 登録状況確認を毎年定期的に行います。報告等にご協力をお願いいたします。
- 「袋井市水道事業指定給水装置工事事業者に関する規程」は、袋井市ホームページ例規集内に載っております。  
詳しくは、そちらをご確認いただくか、水道課までお問い合わせください。
- 各種届出様式は、袋井市ホームページからダウンロードしていただくか、水道課までご連絡ください。  
【袋井市ホームページ】 <http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

